

2025年3月

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

## 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」に基づく、個人番号の利用目的の変更について

株式会社山陰合同銀行（以下「当行」といいます）は、個人情報の保護に関する法律第17条第2項および第21条第3項を踏まえ、当行の個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は、4月1日からといたしますので、申し添えます。

※変更点は下線部をご覧ください。

### 記

#### 個人番号の利用目的

当行の個人番号の利用目的は、以下のとおりです。

- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ・ ~~金地金等取引に関する法定書類作成事務のため~~
- ・ 信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ・ 教育資金贈与非課税制度等の適用に関する事務のため
- ・ 預貯金口座付番に関する事務のため
- ・ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ・ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務のため
- ・ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務のため

以上